

全国防犯運動

10月11日～20日



この運動は、警察と地域の人々が一体となって、全国いっせいに防犯運動を推進し、犯罪のない、住みよい地域社会をつくるための運動です。

次の事項をみんなで守りましょう。

- いぜん多い空軍ねらいに、注意しましょう。
- 家庭における「カギ」の点検、改善、戸締りを励行しましょう。
- 侵入盗に注意しましょう。
- 留守をするときは、必ず「カギ」をかけ、隣近所へひと声かけておきましょう。
- 自転車の盗難に注意し、

この運動は、警察と地域の人々が一体となって、全国いっせいに防犯運動を推進し、犯罪のない、住みよい地域社会をつくるための運動です。

次の事項をみんなで守りましょう。

- 暴力を追究しましょう。
- 泣き寝入りは、暴力団の思うツボです。
- 暴力を締め出す3ない運動
- 利用しない。
- 利用されない。
- 恐れぬ。
- 小さなことでも必ず警察一〇番へ通報ください。

犯罪のない、明るい社会をつくりましょう。

同和教育シリーズ

職業を選ぶ自由

二、明治以降、なぜ、どんな形で残されたのでしょうか

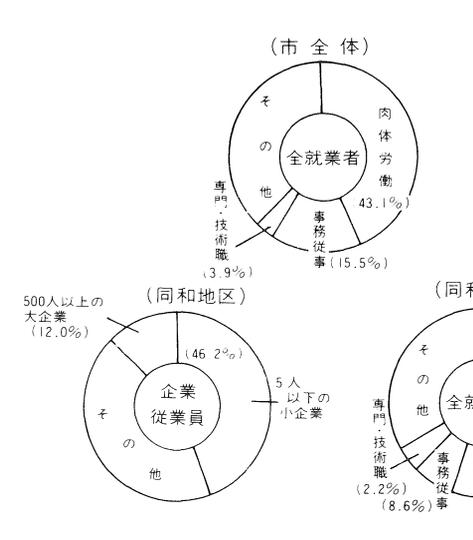
なくならなかつた、部落差別

「部落地名総鑑」「全国部落リスト」ということばを聞いた人がいると思います。

両者とも、全国の各同和地区について、その所在地や世帯数、職業を記載したもので、全国で数十社の企業、数人の個人が購入し、悪質な差別事件として問題となったものです。この文書は、差別を商い、また、それを購入する企業の体質からみても、同和地区の人々に対する、職業を選ぶ自由が、現在でも完全に保障されて

ていないことが明らかです。本文書の悪質な差別性、不況と失業の増大という情勢下にもかかわらず、同和問題解決の中心的課題である同和地区住民の、大企業への就職を排除するために、営利本位で出版された差別文書である。

○同和对策事業特別措置法の期限が、あと二年有半という時点で、しかも、大企業自ら同和地区住民の就職を拒絶し部落差別を助長する目的で差別



計量器の定期検査

計量器の定期検査を次の日程で行います。

商品取引に使用される計量器は、すべての検査を受けてください。

この検査を受けない計量器を商品の取引に使用すると、法律によって罰せられることになっていきます。

なお「光電式はかり」をお持ちの方は、訪問検査を行いますので、前日までに、市役所商工観光課まで、お申し出ください。

計量器定期検査日程

月日	時間	検査場所
10. 23	11時～12時	南久米連絡所
10. 23	13時～15時	平野
10. 24	11時～12時	三善
10. 24	13時～15時	菅田
10. 25	11時～12時	柳沢
10. 25	13時～14時	田処公民館
10. 26	11時～15時	新谷連絡所
10. 27	11時～12時	大川
10. 27	13時～14時	蔵川中学校



犬は正しく飼いましょう

十月は、犬の危害防止対策推進月間として、正しい犬の飼ひ方の啓もうをはかるとともに、犬による「危害防止対策」を、全体的に進めることになっております。

次のことを守り、住みよい市づくりにご協力ください。

○犬は、必ずつないで飼ひましょう。

○犬は、捨てないようにしましょう。

○犬は、市が買い上げます。

○畜犬登録および狂犬病予防注射を受けましょう。

犬は、年一回の登録と、年二回の予防注射をすることが義務づけられています。また、生後三か月以上の犬は、市に届け出て必ず登録をしなければなりません。

まごころ銀行

次のかたがたがまごころ銀行へ預託されました。心からお礼申し上げます。

金一封 三の丸 白石 真

金一封 若宮 吉岡友睦

金一封 (八多喜寿会と大洲清和園へ) 八多喜町山本款司

金一封 (病氣見舞い)

大洲 栗田 孝

一千二百二十九円(花火大会のこずかいの一部及び後始末の空ビン売却代)

大洲北中 岡田哲明外三名

一千一百十円(花火大会後始末の空ビン売却代)

山根地区 池戸順子外十名

五千円(夜市の利益金の一部)

常盤町上子供会 一同

金一封 若宮 片岡 好喜 (物品の部)

紙おむつ 一袋 片岡 好喜

大洲市社会福祉協議会

狩猟免許制度の改正について

狩猟免許制度が次のように改正されましたのでお知らせします。

一、法律の改正は、昭和五十四年四月十六日から施行されます。

二、狩猟を行おうとする者は毎年知事の登録を受け、登録税、入猟税を納入しなければなりません。

三、狩猟免許を受けようとする者は、知事が行う狩猟免許試験を受けなければなりません。

四、狩猟免許の有効期間は三年となります。

五、既に狩猟者講習を受け、昭和五十三年度に狩猟免許を受けている者に対する狩

例

(1) 昭和五十四年四月十五日に狩猟免許を受けている者で、昭和五十七年九月十四日まで住所を管轄する知事が行う講習、審査を受け、その審査に合格したものは三の狩猟免許試験に合格したものとみなされます。

(2) 従って、昭和五十三年度に狩猟免許を受けていない者は、狩猟者講習終了証明書を持しても、三の狩猟免許試験を受けなければならず、狩猟登録を申請することができません。

六、その他詳細は、県事務所大洲出張所林業課(四一四二二二)へ問い合わせ下さい。

家屋調査について

毎年、新築および増改築、取りこわしなどの異動家屋について、固定資産評価のため調査をしていますが、本年も次のとおり実施しますから、関係所有者はご協力くださるようお願いいたします。

調査期間 昭和五十二年十月から昭和五十四年一月中旬まで

調査地域 大洲市全域

なお詳しいことは税務課固定資産係へお問い合わせください。

電話 ④ 二二二一 内線二二五

市民弓道スポーツ教室のお知らせ

弓道は、心身の鍛錬にとつて、とてもすばらしい日本古来のスポーツです。

市体育協会では、弓道をより広く認識していただくために、初心者向け「弓道スポーツ教室」を開いています。だれでも参加は自由で、無料です。

多数の方の参加をお待ちしています。

○場所 大洲市若宮 松林モーターズ裏道場

○日時 毎週、日曜日 13時～17時

詳しくは、中央公民館内市体育協会事務局 電話(4)三二六一へお尋ねください。

厚生年金保険 被保険者へ

住宅融資(協会転貸)受付

厚生年金保険、船員保険被保険者を対象に「住宅資金の貸付け」の申し込みを、昭和五十四年一月三十一日まで受け付けます。

住宅金融公庫などとあわせて利用できます。

▼被保険者三年以上

▼融資額五百万円まで

▼返済期間十年から三十年

▼利率 年五・五パーセント

なお、くわしくは、厚生年金福祉協会 電話〇八九九(四二七六七)

孤立防止用移動無線機 設置について

電電公社では、地震・台風災害または通信設備の障害などによって通信回線が使用できなくなり、その地域の通信が孤立することを防ぐため、市役所、農協などに「孤立防止用無線機」を設置しております。

取扱う通話は、原則として非常通話及び緊急通話に限りです。

市内には、大洲電報電話局・大洲市農協協業事業所・大洲市役所大川連絡所に設置しております。

大洲電報電話局